

令和4年10月3日

保護者各位

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣  
(公印省略)

令和4年10月3日以降の部活動の対応について(通知)

みだしのことについて、新たな「沖縄県対処方針（令和4年9月30日適用）」が適用されております。県内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、減少しておりますが、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。

上記の対処方針の変更を受け、市立小中学校の部活動の対応について見直しを行っております。引き続き、適切な感染症対策を講じた上で、下記の通り実施して下さいますようお願いいたします。

記

1. 令和4年10月3日（月）以降の部活動については、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、下記の点に留意して行うことができる。
  - (1) 平日は2時間程度、休日は3時間程度とすること(那覇市運動部活動等の在り方に関する方針より)。
  - (2) 県内外での合宿・遠征等の交流については、行わないことが望ましい。合宿・遠征等を行う意義や必要性、感染状況など含め、学校において慎重に検討し、判断すること。
  - (3) 県内外の大会やコンクール等の参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、学校において慎重に検討し、参加の可否について判断を行うこと。
2. 部活動における留意点
  - (1) 各学校においては、適切な感染症対策を講じ、児童生徒・保護者の意思を最優先した上で活動を行うこと。
  - (2) 健康観察(部活前の健康チェック表(体温測定など)の実施、手洗い・うがい・手指消毒、同居家族等に体調不良者がいない等)の徹底を継続して行うこと。
  - (3) 休日に昼食を挟む際には、感染症対策を徹底すること。
  - (4) 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講じること。
  - (5) 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。
  - (6) 運動部活動でのマスク着用は必要ない。ただし、練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスク着用を含めた感染防止対策を徹底すること。
3. 練習試合については、「感染症対策を行う」、「活動時間内で行う」など、上記1及び2を遵守し、各学校同士の連携のもと行うことができる。